

質疑回答書

2020年8月25日

参加者各位

町田市長 石阪 丈一

質疑に対し、以下のとおり回答いたします。

【件名】 キャッシュレス決済プレミアムポイント事業運営業務委託	
【担当者名】 経済観光部産業政策課 深堀	
【電話】 直通 042-724-3296	
質問内容	回答内容
<p>1 契約において、再委託などに制限はありますでしょうか。</p> <p>もし再委託契約可能な場合、何次まで可能といった制限はありますか？（例：町田市から見て再々委託までは可、それ以上は不可、など）</p>	<p>1 「業務委託単価契約約款第5条1項及び2項」及び「情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書第5」に基づき、委託業務の全部又は主要な部分を第三者に委託（再委託）することはできません。</p> <p>ただし、あらかじめ、市から承認された場合は、委託業務の一部を第三者に委託（再委託）することができます。</p> <p>また、再委託先が別の第三者に委託（再々委託）する場合は、必要性や安全性などを確認し、協議の上で、委託の可否を判断させていただきます。</p>
<p>2 保証金についてですが、お支払いのフローをご教示くださいませ。</p> <p>町田市様より請求書が来るのでしょうか？また振込期日はいつでしょうか？</p> <p>また、保証金の戻され方につきましても必要書類の有無など具体的なフローをご教示くださいませ。</p>	<p>2 契約保証金の納付については、9月中旬に、市から「納入通知書」を郵送または直接お渡します。9月下旬の契約締結日までに、町田市公金収納取扱店にて、入金を完了してください。</p> <p>また、契約保証金は、委託業務の完了を確認し、検査に合格した後、受託者の登録口座に返金します。保証金の返還にあたって、受託者が書類を用意する必要はありません。</p>
<p>3 前払金についてですが、契約金の4割まで可能とのことですので4.8億円を前払金としてのご請求を想定しております。</p> <p>町田市様より指定の請求書を頂くのでしょうか？弊社の方で請求書を発行しお渡しするのでしょうか？</p> <p>前払金のご請求が可能なスケジュール含めフローをご教示くださいませ。</p>	<p>3 前払金を請求する際は、市が送付する「前払金請求書様式」を使用してください。また、前払金は、9月下旬の契約締結日以降に請求することができます。</p>